

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	関 謙一
登録番号又は法人番号	89141488
所属する単位会	群馬県行政書士会
事務所名称	
事務所所在地	群馬県前橋市東片貝町 889－ 1
処分年月日	令和 7 年 12 月 16 日
処分内容（種類）	廃業の勧告（2 年間の会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	被処分会員は、ある当事者間において生じているとされる紛争案件について、一方の当事者の親族からの「できるだけ相手方の情報を集めてほしい」との求めに応じて、職務上請求書を使用し、他方の当事者の戸籍謄本等を請求した。 その際、職務上請求書の「依頼者の氏名又は名称」欄に、他方当事者の氏名を記載し、業務の種類欄に「内容証明郵便」と記載し、あたかも他方当事者本人から取得するよう依頼を受けたかのように装った。 また、被処分会員は、役所の職員に対し、職務上請求書の記載内容等について虚偽の説明を行った。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	・行政書士法第 10 条 ・職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第 5 条 ・職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第 8 条第 1 項 ・職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第 8 条第 4 項 ・群馬県行政書士会職務上請求書取扱規程第 2 条